

自民党政権が続けば被害者は救われない!



水俣病、アスベスト被害、大気汚染被害、イタイイタイ病等の環境健康被害・・・

**あなたも被害者になる
おそれが恒にあります!**

遅い救済 狭き門の救済



被害者が裁判に負けやすい仕組み



民主党が政権をとれば、環境健康被害者がすみやかに幅広く救われます！

民主党は「環境健康被害者救済基本法案」を策定!!

迅速な救済・幅広い救済



民主党
役所から独立した
「認定基準委員会」
を創設します。

役所の従来のかたくなな立場はとりません。
すみやかに被害認定して、幅広く救済しますよ。
もう、ご安心下さい！

ワーイ
よかった！
よかった。

被害者

これなら
被害にあっても
安心だね！

一般国民

被害者が裁判（損害賠償）に勝ちやすい仕組み

裁判所

役所へ

新救済法にのっとって原告の被害者のために
迅速に調査しましたか？
情報提供しましたか？
専門家を紹介しましたか？

これで裁判に勝って、
すみやかに損害が賠償されるよね。
よかった!!

原因企業等

すみやかに賠償します。

わかりました。被害者のために
国として頑張ります。

お役所

加えて・・・『民主党のもう一つの環境戦略』

ヒトと野生生物の共生社会を支える 「生物多様性基本法」をつくります！

民主党は犬・猫等の虐待救済にも
努力しています！



1. 野生生物保護基本計画の策定
科学的知見の集積、モニタリング等の新技術の開発
2. 生物多様性の保全体制の整備
絶滅種の指定と保護、外来種による生態系のかく乱防止など
3. 生物多様性影響評価の義務化
4. 国民への啓蒙、積極的広報
積極的な広報活動の推進など
5. 生物多様性に関する教育等の充実
野生生物専門員（仮称）制度の創設など
6. 国民等の参加
NPO及び地域住民等との連携強化など
7. 省庁間の連携
関係省庁間の施設調整等の連携・強化など
8. 法制上及び財政上の措置